

国際自由権規約の第1選択議定書の批准を早期に求める決議

- 1 日本は、1979年（昭和54年）6月、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（「自由権規約」ないし「B規約」と略称される）を批准した。自由権規約には第1選択議定書が附帯条約としてあるが、これは自由権規約上の権利侵害を受けた個人が、国内で救済を受けられない場合に、国際人権（自由権）規約委員会に通報し、通報を受けた国際人権（自由権）規約委員会は、通報に理由があるときは、当該加盟国に対して「見解」を発し、改善を勧告する手続を定めた附帯条約である。
- 2 国際人権（自由権）規約委員会は、1993年及び1998年の二度にわたり、日本政府に対し第1選択議定書の批准をするよう勧告した。ところが、日本は自由権規約批准後20年余を経た今日に至るも、いまだに第1選択議定書を批准していない。
- 3 国際人権条約の国内における実効性の確保には、国内の司法機関による積極的な適用が不可欠である。しかしながら、日本の最高裁は、その判決の中で、何らの解釈論も示さずに自由権規約に違反しないと結論のみを示すにとどまるなど、自由権規約に対する消極的態度をとり続けている。司法のみならず、行政や立法においても、自由権規約の国内実施が十分に図られているとは言い難い。
- 4 こうした日本の現状を改善するためには、個人通報制度を定めた第1選択議定書を批准し、具体的な事案において自由権規約が国内において適正に実施されていないときには、国際人権（自由権）規約委員会からその旨の指摘と勧告がなされる体制を作ることが是非とも必要である。
- 5 当連合会は、日本において、自由権規約の国内実施化を実効化するための最も有力な手段である第1選択議定書を早期に批准することを、政府に対して強く求める。

2005年（平成17年）11月25日

近畿弁護士会連合会

提 案 理 由

- 1 日本は、1979年(昭和54年)6月、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(「自由権規約」ないし「B規約」と略称される)を批准した。自由権規約には第1選択議定書が附帯条約としてあるが、これは自由権規約上の権利侵害を受けた個人が、国内で救済を受けられない場合に、国際人権(自由権)規約委員会に通報し、通報を受けた国際人権(自由権)規約委員会は、通報に理由があるときは、当該加盟国に対して「見解」を発し、改善を勧告する手続を定めた附帯条約である。「見解」には法的拘束力はないが、一般に加盟国はよくこれを尊重して是正措置をとるため、この個人通報制度は世界的な人権状況の改善に多大の実績をあげている。現在、自由権規約の批准国は154カ国に達しているが、そのうち第1選択議定書を批准している国は104カ国もある。フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、スペイン、ロシア、カナダなどの大半の西洋諸国、アジアでも韓国、フィリピン、オーストラリアなどの諸国が既に第1選択議定書を批准している。
- 2 国際人権(自由権)規約委員会は、1993年及び1998年の二度にわたり、日本政府に対し第1選択議定書の批准をするよう勧告した。

また、2004年、国連人権高等弁務官は、大阪弁護士会、日本弁護士連合会の要請を受けて来日し、法務省、最高裁を歴訪し、第1選択議定書批准の状況について意見を交換している。
- 3 ところが、日本は自由権規約批准後20年余を経た今日に至るも、いまだに第1選択議定書を批准していない。日本政府は従前から批准しない理由として、「司法権の独立を侵すおそれ」を挙げ、この点につき「関係省庁間で検討を行っている」と言い続けている。しかし法的拘束力のない勧告的意見に対して、司法権の独立を侵されるなどといって、条約の監視機関の意見に耳を傾けようとしないのは、司法の独立ではなく司法の独善になりかねない。
- 4 国際人権条約の国内における実効性の確保には、国内の司法機関による積極的な適用が不可欠である。しかしながら、日本の最高裁は、その判決の中で、何らの解釈論も示さずに自由権規約に違反しないと結論のみを示すにとどまるなど、自由権規約に対する消極的態度をとり続けている。例えば、民事事件のための接見制限が問題とされた徳島刑務所接見妨害事件では最高裁は単に、監獄法施行規則の各規定が自由権規約第14条に違反すると解することはできない、とのみ判示した。また、外国人登録法上の指紋押捺義務の是非が争われた事件で、自由権規約違反の疑いを否定できないとした大阪高等裁判所の判決を最高裁判所は、自由権規約に何ら言及することなく破棄している。その後も、自由権規約に積極的に取り組む姿勢は示していない。

司法のみならず、行政や立法においても、自由権規約の国内実施が十分に図られているとは言い難い。
- 5 こうした日本の現状を改善するための最も有効な手段として、個人通報制度を定めた第1選択議定書を批准し、具体的な事案において自由権規約が国内において適正に実施されていないときには、国際人権(自由権)規約委員会からその旨の指摘と勧告がなされる体制を作ることが是非とも必要である。

これによって、日本の最高裁判所の国際人権条約、とりわけ自由権規約に対する消極的姿勢が改められることが期待される。ひいては、下級審の裁判官を含むすべての裁判官に規約に習熟する機会を提供する契機ともなろう。

- 6 近畿弁護士会連合会は既に1994年11月18日同旨の決議をしている。以来10年以上経過し、国連加盟国の半分以上が第1選択議定書を批准するにいたってもなお、日本は同議定書を批准していない。前述のように昨年、大阪弁護士会、日本弁護士連合会の要請によって、国連人権高等弁務官が来日して、法務省、最高裁判所とこの問題についての意見交換をした。この時期に、近畿弁護士会連合会が決議によって、第1選択議定書の批准を再度求めることは、時宜的にみてタイムリーであるとともに、第1選択議定書批准に向けた大きな原動力となることを期待して、提案した次第である。

以上